令和3年度等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和3年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初(令和3年4月1日現在)における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、単純労務職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

等級	な紹科表 等級別基準職務表に規定する	る 合計		内訳		職制上の段階		
	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、保健師、栄養 士、社会福祉士、保育士及び 教諭の職務	28人	17. 3%	主事 保健師 栄養士 保育士 教諭	12人 2人 2人 6人 6人	53人	32. 8%	主事職
2級	高度の知識又は経験を必要と する業務を行う主事等の職務	25人	15. 5%		28人 15人 4人 1人 4人 1人 25人			
3級	副班長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれ と同程度のものとして長が定 める職の職務	59人	36. 4%		59人	59人	36. 4%	主査職
	班長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が定める 職の職務	36人	22. 2%		2人 3人 3人 17人 2人 4人 1人 1人 36人	2人 4人 30人	2.5%	主幹職副班長職班長職
	課長の職務又は職務の複雑、 困難及び責任の度がこれと同 程度のものとして長が定める 職の職務	13人	8.0%	課長 会計管理者 危機管理監 水道事業所の所長 議会事務局の局長 選挙管理委員会事務局の局長 教育次長	7人 1人 1人 1人 1人 1人 1人	14人	8.6%	課長職
6級	重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が定める職の職務	1人	0.6%	課長 	1人			

※再任用職員を含む

単純労務職員の給与に関する規程 給料表

等級	等級別基準職務表に規定する	合計		内訳		職制上の段階		
守秘	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 技能技師の職務	0人	0.0%			4人	100.0%	主事職
	2 技能主事の職務							
				計	0人			
2級	1 相当の技能又は経験を必	0人	0.0%					
	要とする業務を行う技能技師							
	の職務 2 相当の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			計	0人			
3級	1 高度の技能又は経験を必	4人	100.0%	技能主事	3人			
	要とする業務を行う技能技師			技能技師	1人			
	の職務 2 高度の技能又は経験を必							
	要とする業務を行う技能主事							
	の職務			計	4人			
4級	1 技能主任の職務又はこれ	0人	0.0%			0人	0.0%	主任職
	に相当する業務を行う職務							
				計	0人			